

#### ■米国：PG&E、山火事被害に最大 169 億ドルの損害賠償金支払いを計画

カリフォルニア州大手電力パシフィック・ガス&エレクトリック社（PG&E 社、本社：同州サンフランシスコ）は 2019 年 9 月 9 日、連邦破産法第 11 条（チャプター11）に基づく更生計画（Plan of Reorganization）を、破産裁判所に提出した。同社は本計画の中で、山火事被害への損害賠償金（最大 169 億ドル）の支払いと、同社と再エネ事業者等との間のすべての電力購入契約を維持すること等を提案。メディアによると、同社の債務は約 300 億ドルを超えるとされるが、更生計画ではそれを下回る支払い上限額が設定される内容になっている。またこれまで一部の業界アナリストからは、同社の破産申請に伴い、同社の電力購入契約が破棄される可能性が指摘されていた。